

## 令和4年1月 文書質問及び回答

- 1 質 問 者 近藤八郎議員  
2 質問事項 公共施設の利用料金について

質問の内容・要旨	回答
<p>公共施設の利用料金は、町民か町外か、利益目的であるかないかによって利用区分が分けられています。</p> <p>ちょっとした打ち合わせに町民として利用するのは安くいいのですが（お金をかけたくないときはコモレビエントランスとかハピネスとかでやります）、何かイベントをやりたい、販売したいと思うと利用料金の壁が立ちはだかります。それだけの利益が見込めるのならいいのですが、規模が小さい場合「違う場所を探そう」となります。</p> <p>利益目的の利用料をもっと安くはできないのでしょうか。利用料金に差を持たせる根拠を知りたいです。利用料が安くなれば、もっと手軽にイベントを開催できるし、町内外の交流や活動がもっと活発になると思います。</p> <p>※ 議会で募集した町民からの意見</p>	<p>ご承知のとおり、下川町まちおこしセンター「コモレビ」や総合福祉センター「ハピネス」は、地方自治法第244条第1項に規定された「公の施設」です。</p> <p>法第244条第1項において「公の施設」の目的は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされてであることからも、住民の一般利用を優先に考えており、営利目的の場合は施設の設置目的の範囲に限り利用を認め、下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の別表において、一般利用と営利目的で利用料に差を設けていきます。</p> <p>そのようなことからも、営利を目的とした利用については、5倍の負担をお願いしているところです。</p> <p>今後、施設使用料の見直しを予定しておりますが、見直しに当たっては、町民、議会とも相談しながら実施してまいりたいと思いますのでご理解をお願いします。</p>